

「今後の土壌汚染対策の在り方について(答申案)」 に関する意見募集について



土壌汚染対策法については、平成 22 年 4 月の改正から 5 年が経過したことから、平成 27 年 12 月に、今後の土壌汚染対策の在り方について中央環境審議会に諮問されました。これを受け、同月に土壌農薬部会に「土壌制度小委員会」が設置され、平成 28 年 3 月から今後の土壌汚染対策の在り方について検討が進められてきました。

今般、同小委員会におけるこれまでの検討を踏まえ、「今後の土壌汚染対策の在り方について(答申案)」が取りまとめられ、環境省では本案について平成 28 年 10 月 20 日～11 月 18 日までの期間で意見の募集(パブリックコメント)を実施しています。

計画案の概要は以下の通りです。

○土壌汚染状況調査及び区域指定

- ・有害物質使用特定施設における土壌汚染状況調査
- ・一定規模以上の土地の形質の変更の際の土壌汚染状況調査
- ・健康被害が生ずるおそれに関する基準
- ・臨海部の工業専用地域の特例
- ・昭和 52 年 3 月 15 日以前に埋め立てられた埋立地の取扱い

○要措置区域等における対策及び汚染土壌処理施設における処理

- ・要措置区域における指示措置等の実施枠組み
- ・要措置区域等における土地の形質の変更の施工方法及び搬出時の認定調査等
- ・自然由来・埋立柱材由来基準不適合土壌の取扱い
- ・汚染土壌処理施設に対する監督強化、情報公開の推進

○その他

- ・指定調査機関の技術的能力等
- ・指定調査機関に係る手続
- ・基金
- ・測定方法

当社では、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関として土壌汚染調査や土壌の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 平成 28 年 10 月 20 日付 環境省ホームページ

土壌環境箇所 明石康伸

